

# 海上災害セーフティサービスの料金の設定について

## 1. サービスの仕組み

このサービスは、特定海域に面した石油コンビナート地帯の港湾等において、センターが構築したHNS防除体制とこれまでのノウハウ、防除資機材等を活用して、HNS事業所に対し、平時においては、HNSデータベース等の提供、地区の緊急時計画の背景情報の調査・作成(油・HNS手引書にも活用)などを行うとともに、事故発生時には要請に応じて防除措置を行い、各事業所の防除体制の確立に寄与するものです。

また、HNS事故(汚染・火災)では、隣接する他の事業所にも直ちに影響を与えるため、地区全体での防除活動が必要不可欠であることから、センターが当該HNS事業所の属する排出油等防除協議会などと「協力協定」を結び、地区の防災活動を支援して、地区全体の防災体制の充実に貢献するサービスを実施するものです。

このサービスは、船舶関係団体、保険関係団体、漁業関係団体、石油・石化関係団体等の代表で構成している「センター排出油等防除専門委員会」に諮られ承認をいただいた事業であり、コンビナート地区で調整出来次第、順次サービスを開始することとし、平成22年度を目途に全国10地区で合計200事業所と契約を締結して、全国で海上災害セーフティサービス事業を展開する計画です。

## 2 展開計画

### (1) サービス展開目標地区

- ・展開予定地区は、10地区(鹿島、千葉、川崎、四日市、堺泉北、水島、徳山、宇部、北九州、大分)
- ・最重点地区は、千葉、水島、京浜の3地区

### (2) 利用推定(平成22年度目標、参加事業所数 200ヶ所予定)

第1種事業所	75ヶ所	@960千円/年	72,000千円
第2種事業所	100ヶ所	@720千円/年	72,000千円
その他の事業所	25ヶ所	@480千円/年	12,000千円

合計 156,000千円

### (3) 海上災害セーフティサービスの料金設定の基本的な考え方は、石災法の海上共同防災組織等の運営費のように、地区別の必要経費から算出するものではありません。全国200事業所を対象としたトータル枠(総額の必要経費)、例えば、傭船料、委託契約料、調査費、業務運営人件費、外注費などを基本として、算出した「料金設定」となっております。

これは、事故対応の際には、当該地区の防除資機材のみを使用して態勢を確立しているものではなく、近接の資機材基地や船舶、人材を有機的、かつ、効果的に投入して防除態勢を維持していること、並びに、平時の各種サービスに係る経費を個別に分割できないことなど、海上災害セーフティサービスの性質

上、トータル枠の経費を推定利用者数によって割り出したものです。  
皆様方のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 3. 料金表

各事業所の MDSS の利用料金は、次の料金表（外税）などのとおりです。

#### (1) 標準料金表

事業所の種別	年間契約料金	10%割引料金 (10社以上20社未満)	15%割引料金 (20社以上)
1種事業所	96万円/年	86.4万円/年	81.6万円/年
2種事業所	72万円/年	64.8万円/年	61.2万円/年
その他事業所	48万円/年	43.2万円/年	40.8万円/年

第1種、第2種、その他の事業所とは、石災法上の区分である。

#### (2) 特例については、別紙のとおりである。

## 別紙

平成 19 年 11 月 1 日  
(独)海上災害防止センター

### M D S S 料金規程の区分の特例について

標記について、海上災害セーフティサービス料金規程の(1)の標準料金表(外税)に

項 目	第 1 種事業所	第 2 種事業所	その他事業所
月額料金	8 万円/月	6 万円/月	4 万円/月

とあるところを、同規程の(2)の区分の特例に基づき、製油業、H N S 製造業以外のタンク業や製鉄業等につき、H N S の取り扱い状況等を考慮して、次のとおり料金を減額することができる。

#### 1 . タンク業 (ターミナル等)

##### (1) 有害液体危険物質取り扱い種類 5 種類以上

第 1 種事業所を第 2 種事業所の料金 6 万円/月とする。

第 2 種事業所をその他事業所の料金 4 万円/月とする。

##### (2) 有害液体危険物質取り扱い種類 5 種類未満

第 1 種事業所及び第 2 種事業所ともにその他事業所の料金 4 万円/月とする。

#### 2 . その他の業種 (製鉄所、火力発電所、機械製造業等)

第 1 種事業所及び第 2 種事業所ともにその他事業所の料金 4 万円/月とする。